さらに、2024年６月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第60号）が成立し、外国人技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設、永住許可制度の適正化などが行われた。同時に、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第59号）が成立し、在留カード等とマイナンバーカードの一体化に関する改正が行われた。

2025年には、前述のバイオカートや顔認証ゲートの運用に加えて、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化のため、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」を導入した。

近年、外国人入国者数及び在留外国人数は大幅な増加を続けており、2025年における外国人入国者数は約4,243万人に、在留外国人数は2025年末時点で約413万人に達し、いずれも過去最高を記録した。「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との現在の政府目標に向け、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を更に高い次元で両立することが求められているほか、在留諸申請の受理・処理件数の増加に伴い、迅速な在留審査、適正な在留管理の重要性が一層高まっている。また、在留する外国人に向けた情報発信や相談対応等の支援の取組を強化していくことも必要である。

他方、我が国における不法残留者数は、2014年以降大きな下降トレンドを見せることなく推移し、2026年１月１日現在で約6.8万人となっており、引き続き、不法滞在者の一層の縮減を図るため、退去強制手続等を適切かつ効果的に実施することが求められている。加えて、難民認定申請者数が2024年及び2025年にいずれも１万人を超えて高い水準にある中、依然として難民認定申請の審査に長期間を要している状況であり、審査の大幅な迅速化が急務となっている。

こうした状況にあって、出入国在留管理行政を取り巻く様々な課題について、これまで以上に迅速かつ確実に解決していくことが求められている。

2022年１月に策定した「出入国在留管理庁職員の使命と心得」にも示されているとおり、出入国在留管理行政は、

・　ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指すこと
・　諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指すこと
・　関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指すこと

を実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することを使命としている。

本計画策定に当たって、2025年12月、法務大臣の私的懇談会である出入国在留管理政策懇談会から「今後の出入国在留管理行政の在り方」と題する報告書が提出され、出入国在留管理行政全般にわたる提言をいただいた。本計画は、外国人の出入国・在留をめぐる状況を述べるとともに、出入国在留管理行政の主要な課題と今後の基本的な方針について明らかにするものである。

Ⅱ　外国人の入国・在留等をめぐる状況

１　我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等

⑴　全般的な状況

我が国への外国人入国者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって大幅に減少した時期もあるが、長期的には増加傾向にあり、2025年における外国人入国者数は、4,000万人を突破し、過去最高となった。

国籍・地域別では、韓国が950万人を超え最も多く、次の中国が850万人を超えるなど、特にアジア諸国が多数を占めている。

次に、我が国に在留する外国人については、近年大幅に増加し、2025年末時点の在留外国人数は約413万人となっている。また、総人口に占める在留外国人の割合は、2025年末時点で3.35％に達し、前年末と比べ0.31ポイント増加している。

国籍・地域別では、中国が約93.0万人で全体の22.6％を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続いている。

⑵　就労を目的とする外国人の状況

2025年における就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。以下同じ。）による新規入国者数は、約22.0万人であり、新規入国者数全体に占める割合は0.6％であった。

在留資格別に見ると、在留資格「特定技能１号」による新規入国者数は約7.6万人、在留資格「技術・人文知識・国際業務」による新規入国者数は約6.2万人となり、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中で大きな割合を占めている。

次に、就労を目的とする在留資格により在留する中長期在留者数は、2025年末時点には約107.2万人と増加傾向が続いており、特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、在留資格「特定技能」が増加傾向にある。在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、2019年末には約27.2万人であったが、2025年末には約47.6万人まで増加した。在留資格「特定技能」については約39.0万人となり、2019年末には約1.6千人であったところから大幅に増加した。

なお、2024年に留学生が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対し許可した数は、４万1,142人（前年比1,644人減）である。

2012年５月に導入した高度人材ポイント制（活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の３つに分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」等の項目ごとにポイントを設け、その合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を講じる制度）を通じ、2025年末までに累計で約6.5万件を高度人材として認定している。

⑶　学ぶことを目的とする外国人の状況

在留資格「留学」による新規入国者数は約17.6万人であり、このうち、上位５か国・地域は全てアジア諸国からの学生で、全体の68.7％を占めている。

特に、2022年以降、ネパール及びミャンマーからの留学生が大幅に増加している。

また、在留資格「留学」による在留外国人数も近年増加傾向にあり、2025年末には、前年末の約40.2万人から約6.3万人増加した約46.5万人となった。

⑷　身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

身分又は地位に基づいて入国する外国人の状況について、2022年末以降の推移を見ると、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の在留資格による新規入国者数はいずれも減少傾向にある。他方、これらの在留資格の在留外国人数は緩やかな増加傾向にある。

我が国で一定年数以上在留している等所定の要件を満たす者が永住を希望する場合、永住許可を受けることで在留資格「永住者」により在留することが可能となるところ、在留資格「永住者」による在留外国人数は一貫して増加傾向にある。その数は、2025年末時点で約94.7万人となっており、我が国に在留する外国人全体の23.0％を占めている。

２　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

⑴　個人識別情報を活用した上陸審査の状況

テロの未然防止及び不法滞在者対策のため、2007年11月から、個人識別情報を活用した上陸審査を導入し、外国人（特別永住者等を除く。）に対して上陸申請時に指紋及び顔写真の提供を義務付けている。また、2016年10月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用により上陸を阻止した者の数は、入国審査における同情報の活用開始から2025年末までの累計で１万3,517人となっている。